

市営建設工事に係る指名停止等措置基準の運用基準

平成17年8月9日
管 第30号
管財課長 通知
平成19年3月20日改正
平成31年1月21日改正

1 趣旨

この基準は、市営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成17年6月6日告示第17号以下「措置基準」という。）を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

2 本文の運用

(1) 第2関係（指名停止）

ア 「特に重大と認められる事案」とは、別表第2各号に係る措置要件中市職員に対して行った贈賄容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき等市が、第一義的に量定を行う事案など、契約管財課長が必要と認める事案を指すものとする。

イ 「当該指名停止に係る資格者を現に指名しているとき」とは、当該指名停止の決定日前に既に指名通知がなされ、指名停止決定日において指名競争入札が行われていない工事に係る指名を指すものであること。

(2) 第3関係（下請負人が発生原因者であるときの指名停止）

資格者である下請負人を発生原因者として指名停止を行う場合にあっては、資格者である元請負人に対しても同一事由により指名停止をするものとする。

(3) 第4関係（指名停止期間の特例）

ア 指名停止期間の加重について

(ア) 措置基準第4第2項第1号に該当する場合

a 指名停止の期間満了後、3年を経過しないうちに再度指名停止の要件に該当することとなった場合は、指名停止期間1月を加重措置する。

b 指名停止の期間満了後、3年を経過しないうちに指名停止の要件に該当することとなった場合で、当該3年間に於いて指名停止措置の実績 事案が複数あるときは、「当該実績件数×1月」の指名停止期間を加重措置する。

(イ) 措置基準第4第2項第2号に該当する場合

同一の資格者が、同時期に、指名停止の措置要件に該当する複数の事案を発生させた場合は、その各事案における指名停止期間のうち、最も長いものに、「当該複数の事案数×1月」の期間を加重したものをその者に対する指名停止期間とする。

(ウ) 措置基準第4第2項第3号に該当する場合

同一の資格者が、指名停止期間中に指名停止の措置要件に該当する事案を発生させた場合で、当該事案の指名停止期間の満了日が、当初の指名停止期間の満了日以前であるときは当初の指名停止期間に「(当初の指名停止期間中に発生した事案数)×1月」の期間、当該事案のうちその指名停止期間の満了日が当初の指名停止期間の満了日後となるものがあるときは当該指名停止期間の満了日が当初の指名停止期間の満了日後となるものに「(1+当初の指名停止期間の開始日から当該指名停止期間の満了日までの間に発生した事案数)×1月」の期間を加重したものをその者に対する指名停止期間とする。

イ 「情状酌量すべき特別の理由」とは、贈賄事案において、発注機関の職員から強要されてやむなく贈賄した場合等又は入札事案において、事故または病気等の他不測の事態による事実が証明され、止むを得ないものと認められる場合とする。

ウ 「極めて悪質な理由」とは、贈賄事案あるいは不正不誠実事案において、適用基準に該当する違法行為等を何度も繰り返していた場合等とする。

(4) 第5関係（指名停止期間の変更）

「情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由のあることが明らかになったとき」とは、第4関係イ及びウに掲げた理由等が、警察、検察等のその後の調査等で判明した場合とする。

(5) 第7関係（指名停止の通報）

工事所管課長等は、その分掌する事務に関し資格者が指名停止等の措置事由に該当すると認められたときは、遅滞なく契約管財課長に報告するものとする。

(6) 第9関係（随意契約の相手方の制限）

「やむを得ない理由」とは、契約できる相手方が指名停止期間中の資格者のみの場合であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 災害時の応急工事等で緊急を要する場合であること。
- イ 当該指名停止の資格者が特許を有するとき。
- ウ 指名停止期間中に契約しなければ著しく不利になると認められる場合であること。

3 別表の運用

(1) 別表第1第2号及び第3号関係（過失による粗雑工事）

ア 「過失により工事を粗雑にしたと認められるとき」とは、次に掲げるような事例を指すものとする。

- (ア) 会計検査院の検査又は岩手県監査委員若しくは市監査委員の監査において、不良工事として文書により指摘されたとき。
- (イ) 完成検査等において不良工事として指摘されたとき。
- (ウ) 工事の施工管理が不良で再三指摘されても改善しないとき。

イ 「公団等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行例（平成13年政令第34号）第1条に定める法人とする。

ウ 「市が出資している公社等」とは、市が2分の1以上出資している団体とする。

エ 「市が指導監督の責務を負っているもの」とは、補助事業による工事を指すものとする。

(2) 別表第1第4号関係（契約違反）

「契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき」とは、次に掲げるような事例を指すものとする。

- ア 工事の全部を一括して第三者に請け負わせたとき。
- イ 正当な理由がなく工事を契約期間内に完成せず、履行遅滞となり、遅延利息を徴収されたとき。

(3) 別表第1第5号から第8号関係（公衆損害事故及び工事関係者事故）

ア 市営建設工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として（ア）の場合とする。ただし、（イ）によることが適当である場合には、これによることができる。

（ア）発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となったとき。

（イ）警察署及び労働基準監督署等による当該工事の現場代理人等の逮捕、送検等が行われたとき。

イ 一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められるのは、原則として（ア）の場合とする。ただし、（イ）によることが適当である場合には、これによることができる。

（ア）警察署及び労働基準監督署等による当該工事の現場代理人等の逮捕、送検等が行われたとき。

（イ）新聞報道、公表された工事事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白であることが判断できるとき。

ウ 市営建設工事及び一般工事のいずれの工事においても、次に掲げる場合は、原則として指名停止を行わないものとする。

（ア）事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められるとき。

（イ）事故の原因が第三者の行為によるものであると認められるとき。

エ 「公衆」とは、通行人、隣家の住人等の当該工事関係者以外の全てを指すものとする。

オ 「重傷者」とは、当該工事により次の傷害を受けた者とする。

- （ア）脊柱の骨折
- （イ）上腕又は前腕の骨折
- （ウ）大腿又は下腿の骨折
- （エ）内臓の破裂
- （オ）病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
- （カ）14日以上病院に入院することを要する傷害
- （キ）その他（ア）から（エ）に掲げるものと同程度以上の傷害

- カ 「軽傷者」とは、当該工事により 11 日以上医師の治療を要する傷害を受けた者（重傷者を除く。）とする。
- キ 同一の事故で死亡者、重傷者及び軽傷者が生じた場合の指名停止の期間は、別表のとおりとする。
- ク 同一の事故で死傷者が多数発生し、適用基準の期間を超えて措置する必要があると認められるときは、措置基準第 4 第 5 項の規定を適用する。
- ケ 工事現場から離れた場所において発生した事故が工事事務であるか否かの判断は、労働基準監督署等の事故の取扱いにより判断するものとする。
- コ 別表第 1 の適用範囲については、市営建設工事及び宮古市の区域内において施工される建設工事について適用するものとする。
- (4) 別表第 2 第 1 号関係（贈賄）
役員、使用人を問わず贈賄行為について市内の他の公共機関の職員に対して行ったものについては、宮古市の区域内で発生したものに限定して適用するものとする。
- (5) 別表第 2 第 2 号関係（独占禁止法違反行為）
「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の資格者の業務全般をいう。
- (6) 別表第 2 第 5 号関係（不正又は不誠実な行為）
ア 「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき」とは、個人の私生活上の行為以外の資格者の業務全般において、次に掲げるような事例を指すものとする。
（ア） 従業員又は下請負業者若しくは資材業者に対し、正当な理由がなく賃金、下請代金又は資材代金の不払いがあったとき。
（イ） 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法に違反し行政処分を受けたとき（建設業の営業と密接なものについて行政処分を受けた場合に限る。）。
（ウ） 脱税、詐欺、過積載等の法令違反により、逮捕、送検等がなされたとき。
（エ） 別表第 1 及び第 2 に該当する事案について、再三にわたり措置基準第 1 1 の規定による警告又は注意を受けたにもかかわらず、その内容が改善されず悪質であると認められるとき。
- イ 「業務に関し不正又は不誠実な行為」のうち、宮古市の区域において産業廃棄物の不法投棄により代表役員等が廃棄物処理法違反で逮捕、送検等が行われた場合には、悪質性が特に重大として、5（1）オを適用し、指名停止 9 月とする。

（別表）

措置要件の区分		事 故 の 内 容	期 間
公衆損害事故	第 5 号 市営建設工事	重傷者 1 名と軽傷者 1 名のとき	4 月
		重傷者 1 名と軽傷者 2 ～ 3 名のとき 重傷者 2 名と軽傷者 1 名のとき	5 月
		死亡者 1 名と重傷者又は軽傷者 1 名のとき 重傷者 1 名と軽傷者 4 名以上のとき 重傷者 2 名以上と軽傷者 2 名以上のとき	6 月
	第 6 号 一般工事	重傷者と軽傷者のとき	3 月
工事関係者事故	第 7 号 市営建設工事	重傷者 1 名と軽傷者 1 ～ 4 名のとき 重傷者 2 名と軽傷者 1 ～ 2 名のとき	3 月
		死亡者 1 名と重傷者又は軽傷者 1 名のとき 重傷者 1 名と軽傷者 5 名以上のとき 重傷者 2 名と軽傷者 3 名以上のとき 重傷者 3 名と軽傷者 1 名以上のとき	4 月
		重傷者 1 名と軽傷者 2 名以上のとき	2 月
	第 8 号 一般工事	重傷者 1 名と軽傷者 2 名以上のとき	2 月

附 則

この基準は、平成 17 年 8 月 30 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 31 年 1 月 21 日から適用する。